

『レセプト(診療報酬明細書)のオンライン化』に向けて

医療給付の給付周期が変わります!

平成22年10月から切り替え

1 「レセプトデータのオンライン化」による給付周期の変更

<レセプトデータのオンライン化>

共済組合では、組合員及び被扶養者が医療機関等で受診された場合に、医療機関等から提出される診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)をもとに医療給付を行っています。平成23年度からの制度改正「レセプトデータのオンライン化」により、この「レセプト」情報を電子データ化し、オンラインで受け渡すということが義務化されます。

<新システムの導入>

この新しい形式のデータ受け渡しに、既存の「共済・互助会電算システム」では対応ができないため、制度改正に対応した新システム(公立学校共済組合本部が開発。)を導入し、電子データ化されたレセプトを受領したうえでこれまでと同様の医療給付を行うこととしました。

<医療給付周期の変更>

新システムではこれまでより多くの作業工程が必要となり、より多くの時間を費やすこととなるため、現行の作業期間内では処理を終えることができなくなり、やむなく給付周期を下記のとおり変更することとしました。

区 分	医療給付周期	対象となる給付
現 行	受診月の概ね 2か月 後給付	<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金 ・高額療養費 ・入院附加金
改正後	受診月の概ね 3か月 後給付	

※上記以外の短期給付金等(育児休業、介護手当金、療養費等)請求については、従来どおり原則毎月10日締めのみ給付となります。

<移行期における具体的な給付日>

受診月	給付日
平成22年7月	平成22年 9 月末日
平成22年8月	平成22年11 月末日

※平成22年10月末日の給付は、システム移行により短期給付金等(育児休業、介護手当金、療養費等)の給付のみとなります。

2 共済組合「給付金等決定・支払明細書」について

新システムの導入により、これまで月末に所属所で「共済・互助会システム」からプリントアウトしていただいていた共済組合の「給付金等決定・支払明細書」は、**共済組合で作成し所属所へ送付**することとなります。(教職員互助会分の明細書は従来どおりです。)

3 短期給付金等請求書の作成について

短期給付金等(育児休業、介護手当金、療養費等)請求書の作成については**現行どおり、「共済・互助会システム」で行ってください。**

4 個人情報の提供

新システム導入後も石川県教職員互助会には、互助会の医療給付を円滑に行うため共済組合の保有する医療情報をこれまでと同様に提供していきます。

*組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。